

令和8年度 任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限について

令和8年度の任意継続被保険者の保険料や保険給付などの算定の基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額または、令和7年9月30日現在の当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額となります。

つきましては、令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、次のとおりとなります。（「けんぽだより2026年新年号」にて公示済です。）

標準報酬月額の上限 410,000円

（令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額）

保険料適用期間 令和8年4月分から令和9年3月分まで

※「けんぽだより2026年新年号」は当ホームページでご覧いただけます。

[ホーム](#) >> [けんぽだより](#) >> [2026年新年号](#)